

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県地域産業振興条例 昭和54年3月16日 条例第13号</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「中小企業者」とは、<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。</p> <p>2 この条例において「創業者」とは、<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者(中小企業者となることが見込まれる者に限る。)をいう。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>愛媛県地域産業振興条例 昭和54年3月16日 条例第13号</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「中小企業者」とは、<u>中小企業経営革新支援法</u>(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。</p> <p>2 この条例において「創業者」とは、<u>新事業創出促進法</u>(平成10年法律第152号)第2条第2項第1号及び第3号に掲げる者(中小企業者となることが見込まれる者に限る。)をいう。</p> <p>3・4 省略</p>